

## 令和8年度学校給食用牛乳供給事業に係る見積徴集スケジュール

時期	項目	内容
12月11日(木)	見積徴集実施の呼びかけ	【県畜産課対応】 ・畜産課ホームページへの掲示 ・乳業者に対する書面での呼びかけ
12月18日(木)まで	参加要件の確認	【県畜産課対応】 供給を希望する乳業者から提出された申請書により要件を確認
12月25日(木) 午前10時	見積価格の開封・比較①	乳業者から提出された見積価格を開封・比較の上、供給事業者及び供給価格を決定する。 対象：全県27区域 場所：10階農政部応接室 立会者： <u>適正運営委員</u>
1月8日(木) 午前10時	見積価格の開封・比較②	①で見積不調、激減緩和措置等が発生した場合に実施。 場所：10階農政部応接室 立会者： <u>適正運営委員</u>
1月中旬	見積価格の開封・比較③	②でも供給事業者・供給価格が決定されなかった場合に実施。 場所：未定 立会者：場合により <u>適正運営委員</u>

### 【補足】

- ・見積不調：当該区域に見積書の提出がない、予定価格を上回る見積書の提出しかなかつた場合。
- ・激減緩和措置：「宮城県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領」第6の2(2)ロによる措置
  - (要件) 当該区域において、今年度供給事業者とは別の乳業者の見積価格が最低となつた場合。
  - (措置) 今年度供給乳業者が「決定要領」の要件を満たす場合、1年に限り今年度供給乳業者が来年度も当該区域の供給事業者となるもの。供給価格は別業者が入れた最低見積価格となる。
  - (例) A区域で今年度乳業者Xが供給している。来年度の見積において、A区域ではXが48円、別の乳業者Yが45円の見積価格を提出し、Yの見積価格が最低となつた。  
中小企業であるXは、Yの提示した価格で来年度も当該区域での供給を希望し、かつ供給量が今年度に比べて増大しないことから、来年度A区域の供給事業者はX、供給価格は45円と決定される。